

18.09.13 予算決算委員会 総括質疑

日本共産党熊本市議団 山部洋史

1. 英語の教科化について

日本共産党熊本市議団の山部洋史です。

私からは、昨年度決算における、ブラッシュアップイングリッシュ事業、および外国語教育推進経費に関連してお尋ねします。

1、まず、このブラッシュアップイングリッシュ事業の概要およびその成果について、また外国語推進経費の概要についてご説明ください。教育長にお尋ねします。

（答弁） 遠藤教育長

ブラッシュアップイングリッシュ事業では、国の指定による「外国語教育教科地域拠点事業」として、尾上小学校、山ノ内小学校、錦が丘小学校、必由館高校で、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指し、小中高の接続を重視した英語教育の研究開発に取り組んだ。

また「外部専門機関と連帯した英語指導力向上事業」では、楠中学校、楠小学校、榎木小学校において、大学と連携して、英語指導力の向上を図る取り組みを行った。

いずれの事業置いても、「英語学習を肯定的に捉える児童生徒の増加」「英語検定の一定の級に到達する生徒の増加」等の成果がある。

外国語教育推進経費は、外国語指導助手（ALT）を配置する経費や中学生を対象とするイングリッシュキャンプの経費である。

市の報告書によれば本事業の成果として、「英語学習を肯定的にとらえる児童生徒の増加」の項目では、小学 5 年生で約 95%もの児童が英語学習を肯定的にとらえているとの調査結果が出ています。また、「英語力の向上」の点では、英語検定の一定の級に到達する児童生徒の割合が全国平均に比べ 30 ポイント以上高いという結果であり、その成果が数字の上でも裏付けられています。

特に小学校においては、ALT（外国語指導助手）を適切に配置することで、英語授業の経験が少ない先生方にとってスムーズな授業が行われるよう配慮され、そのことが児童にとっても英語学習を肯定的にとらえる、英語学習を好きになる要因になっていると思われます。

これらの事業のもと、本年度は小学校の英語教科化が全市的に実施されています。

2020 年度の本格導入を前に、2 年間の移行措置期間が設けられています。本市では、この移行措置期間に段階的に導入するのではなく、3、4 年生に 35 時限の「外国語活動」を導入し、5、6 年では 35 時限であった「外国語活動」を 70 時限に倍増するなど、いずれも 20 年度の実施予定と同様の時間数で実施されています。

しかし、現場では、英語の教員免許を持たない小学校教員が大多数であり、先生方からは、

「ほぼ初めての英語授業の取り組みの中、本来であれば授業時間と同等の準備時間が必要であるが、ほとんどその時間が確保できない」

「初めてのことで、新たに覚えることも多く大変負担だ」

「英語の専科教員が全く足りないのではないか」

などの声が上がっています。

何よりも、ただでさえ超多忙な中、結果として一番大事である子どもたちと直接向き合う時間が減ってくるのでは、という心配があります。

そこでお尋ねします。

1、現在の「外国語活動」の取り組みなか、学校現場での様々な懸念、および現場の先生がた要望に対して、ブラッシュアップイングリッシュ事業での成果をふまえて、どのように支援をしていけますか。

2、各学年で増える英語の授業時間の増加分はどう補われますか。

教育長にお尋ねします。

(答弁) 遠藤教育長

1、現場への支援について

初めて授業する教員でも授業イメージを持てるように、研究指定校での授業動画や使用した教材等を教育センターのホームページに掲載するとともに、研究成果をもとに H30、31 年度の移行期における熊本市版年間指導計画例を作成し、小学校 3 年生からどのように移行期授業を行えばいいのかをすべての教員に示した。

また、授業時間の増加に伴い、外国語指導助手（ALT）の配置拡大を進めるとともに、小学校では、英語免許を有する専科教員 10 人と巡回指導員を 2 人配置し、授業をサポートするなど、担当教員の負担感・不安感の軽減に努めている。

2、各学年で増える英語の授業時間の増加分はどう補うか

小学校外国語活動は、35 時間の増となるが、これまで各学校が確保する予備時数を外国語活動の授業時数として置き換えることで、授業時数として置き換えることで、総授業時数を変えずに実施が「可能であり、実際にそのような工夫をしている学校もある。

現在教育委員会では、教育課程の検討会議を立ち上げ、総合的な視点から授業時数の基準の検討会議を立ち上げ、総合的な視点から授業時数の基準の検討を行っており、今後、学校がゆとりを持った取り組みができるようサポートしていく。

英語専科教員の配置については、先日「いのちネット」の皆さんとともに市へ申し入れをさせていただきました。そこで示された現在の専科教員の配置状況では、全市 92 小学校のうち専科教員が回っているのは半分の 46 校であり、その頻度は、授業 2 時間のうち一回の割合で専科教員が入っているとのこと、また残り半分の 46 校は巡回指導教員によりサポートを行っているとのことでした。

しかし、先生方がまだ手探りで授業を行っている移行措置期間の間くらいは、やはり毎時間のサポートが必要ではないでしょうか。更なる人的支援の拡充が求められます。

また、授業時間の確保については、各学校が確保している「予備時間」を置き換えることで授業時間数を変えずに実施可能であり、そのように取り組んでいる学校もあるとのことでした。

言うまでもなく「英語」導入以前から先生方は超多忙をきわめておられ、本市でも 2 割もの先生が「過労死ライン」での職務を強いられている現状です。本来であれば、そうした「予備時間」は先生方の働き方軽減に向けられるべきではないでしょうか。本市がこの 3 月に策定した「教員の時間創造プログラム」との整合性も問われます。「時間創造プログラム」では 2020 年度までに先生方の「過労死ライン」をゼロにしています。まさに「英語教科」が本格導入される年です。本格導入により「過労死ライン」が増加するような結果にならないよう時間確保の配慮を求めます。

次に、「教科化」での子どもたちへの影響についてお尋ねします。

小学校段階での英語の導入については様々な心配の声もあがっています。

そうした心配から、学校の授業とは別に英語塾などに通う子どもも出てくるでしょう。その一方で、塾へ通えない子ども当然出てくると思います。中学英語の前段階で、学ぶ環境に差が出てきかねません。

そこでお尋ねします。

1、そうならないためにも、すべての子どもたちが等しく学べる環境整備に力を尽くすべきと考えますが、具体的な施策など講じておられますか。

2、今後、英語専科の新任教諭の拡充の予定はありますか。

3、中学校に在籍する英語免許取得の教員を小学校に定数を確保して配置するなどの手配も必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

4、加えて ALT（外国語指導助手）、専科教員の抜本的加配を国にしっかりと要望すべきと思いますが、具体的な要望はされていますでしょうか。

以上、教育長にお尋ねします。

（答弁）遠藤教育長

1、具体的な施策について

新学習指導要領では、これまでの暗記中心ではなく、子供たちが積極的に英語を使うとする態度を育成することと、英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積むことを重要としている。

指定校でのアンケート調査では、「外国語の授業が好き」と答える児童の割合が9割と高い。

2、今後、英語専科の新任教諭の拡充予定はあるか

教員採用選考試験委置いて、小学校教諭に外国語教育推進区分を設け、英語に関する専門性の高い教員の新規採用を行ってきたところ。

これまでも20人を採用し、来年度も採用予定者数を5人程度としており、今後も継続的に一定数の採用をしてまいりたい。

3、中学校に在籍する英語免許取得の教員を小学校に定数を確保して配置するなどの手配も必要ではないか

小学校の英語専科教諭について、本年度は10人を加配している。

小学校教諭の中にも中学校英語の免許を有する者がおり、本年度以上に加配が確保できた場合も配置は可能であるが、中学校の英語教諭を小学校に配置することも、小中学校連携の観点から、一つの手法であると考えます。

4、ALT、専科教員の抜本的加配を国にしっかりと要望すべきと思うが、具体的な要望はしているか

指定都市教育委員会町議会の出の要望に加え、本市独自の要望活動においても、小学校専科指導の充実や ALT 配置に対する財政支援について要望を行っており、今後も機会をとらえ、訴えてまいりたい。

いろいろと答弁されましたが、しっかりと学ぶ環境を整え、丁寧な授業を行えば「英語嫌い」防ぐことができ、小学校から中学校への学びの連携がスムーズにできるということです。

今回、「英語」だけではなく「道徳」も新たに教科化されるとあって、やはり先生方の多忙化がさらに強められ、教育現場での新たな困難や矛盾が生まれるのではないか、という不安も強まっています。小学校の段階では、特に一人の落ちこぼれもなく、基礎学力を身に着けられるようにすることが基本ですし、すべての子どもの人格形成に力を尽くすということが大事です。

そういう点では、新しい英語教育においては、先生方はもとより、子供たちを追い詰めるような教育にならないよう、人的な支援のさらなる拡充をしていただき、ゆとりのある、楽しく学べる授業が展開できるよう、特に留意していただきますよう要望いたしまして次の質問に移ります。

2. 市営住宅の環境整備、および低階層入居希望者への手配について

つづきまして震災以降の住まいの確保の問題、なかでも市営住宅について、環境の整備も含めた質問をいたします。

震災からの復興においては、何よりも住まいの再建が大前提です。

本市では、新規に建設する災害公営住宅建設が圧倒的に少ないため、それ補うものとして市営住宅の空き室ストックが被災者向けに提供されています。

しかし市営住宅も、そもそもそれまで暮らしていた地域に必ずしも住宅があるわけではなく、通院、通学、通勤などの面でその選択肢が大きく制限される場合があります。

中でも病気や疾患などで、バリアフリーや低階層しか住めないとなるとさらに困難です。

そこでお尋ねします。

1、仮設住宅入居者で市営住宅への転居希望者のうち、バリアフリーが必要な世帯または足腰の疾患、病気のため低層階への入居を希望している世帯はどれだけあるでしょうか。

また、現在の対応と今後の取り組みについてどのように考えておられますか。

都市建設局長にお尋ねします。

2、入居期限を迎える仮設入居者のうち低層階など希望する市営住宅が提供できないとの理由で転居ができない世帯への手当はどうされますか。引き続きの入居延長を認められますか。

大西市長にお尋ねします。

(答弁) 田中都市建設局長

1、市営住宅の低層階入居希望者への手配について

被災者のうち、8月末現在で、公営住宅への入居を希望されている1,694世帯のうち、低層階を希望されている障がい者や要介護認定を受けている231世帯の方々に、福祉部署と連携し、優先的提供基準に基づき、順次案内を行っている。

案内の状況については、8月末時点において、178世帯の方々の入居が内定しており、30世帯がマッチング中、23世帯が辞退されている状況である。

内定していないマッチング中の被災者については、今後も引き続きニーズを聞き取りながら、退去空室も含めた住宅の案内を行うなど、丁寧に対応したいと考えている。

(答弁) 大西市長

2、仮設入居者の入居期間の延長について

これまでも被災者の恒久的な住まいの確保は最優先で取り組む復興重点プロジェクトのひとつであり、各世帯の実情に寄り添った支援を行ってきた。

その中で、住宅の提供にあたっては、希望する地域や低層階等、様々なニーズがあるため、今後の延長の要件について、状況に応じた柔軟な対応をいただくよう、県を通じ国に要請してきた。

今後も、引き続き本市の実情を国、県に働きかけるとともに被災者の個々の状況に応じたきめ細やかな対応を行い、一日も早い住まいの確保に努めてまいります。

8 月末現在で、まだ 30 世帯がマッチング中とのことでした。

マッチング解消のめどについては言及がありませんでしたが、この後の質問で紹介しますが、市営住宅の高層階に入居中だが病気のため、低層階へ転居申請をされた方が、最終的に転居が認められるのに 1 年かかった事例があります。

このようにマッチング解消が次の入居期限を迎える前にできる保証はどこにもありません。

大西市長からは、入居延長についてなんらお答えがありませんでした。

障がいや介護、または疾患により低層階しか住めない方たちです。「1 日も早い住まいの確保に努める」のは当然ですが、住宅の提供ができない場合には、市長の責任で国・県へ再度の入居延長を認めさせる、としっかり明言すべきです。

そのことを強く求めまして次の質問に移ります。

続いて、高齢化や病気による住み替えの問題です。

3、病気のために低層階への転居を申請していた一般入居者の方の事例です。申請が認められるまでに一年を要しました。しかしその間に病気が悪化、転居を待たず施設へ入居せざるを得なくなっていました。空室状況の関係もあるとは思いますが、障がいや疾患を勘案して優先順位をつけるなど、もっと短期間で手配できないものでしょうか。

4、続いてもうひとり、循環器系の疾患があり医師のすすめもあり低層階への転居を希望している入居者（現在は 5 階に入居中）の方です。

転居にあたっての現況復帰（部屋のリフォーム）の費用が捻出できず、転居できないでおられます。何らかの支援ができないでしょうか。

以上、建設局長にお尋ねします。

（答弁） 田中都市建設局長

3、住み替えに伴う低層階への転居の手配について

市営住宅に入居中の方で、身体的な理由等により低層階への住み替え希望者については、平成 25 年 4 月 1 日に定めた「住み替え承認申請事務取扱内規」により、申請の受付順に対応しているところ。

従いまして、住宅の提供については、申請された団地によっては順番待ちとなる場合もあり、また低層階の住宅退去の状況に応じ、提供の時期が違ってくることになる。

4、住み替えに伴う現況復帰（現状回復）について

入居者が退去される場合は、原則として畳、襖の現状回復が必要であり、加えて、故意に破損、汚損した部分についても現状回復をお願いしている。

住み替えができずに困ってらっしゃる方の存在をまったく認識されていないような答弁でした。

すみかえの現況復帰について、実際に転居された方のお話です。原則として畳と襖は入居者で取り換えをとのことですが、この方の場合部屋の清掃についても業者によるクリーニングを市から求められたそうです。故意に汚損したものではなく通常使用での経年による汚れです。

ま風呂釜の撤去も必要であり、総額 15 万程度かかったそうです。くわえて引っ越し費用をさらに捻出せねばなりません。現況復帰費用の捻出が困難な方については分割などの支援が求められます。

5、最後に団地敷地内の雑草の件です。新地団地 E 棟の事例ですが、草が子どもの背丈以上に伸びており、あらゆるところが死角になっています。防犯上大変問題です。また、秋、冬にはそのまま立ち枯れ状態になり、たばこのポイ捨てなどで火災の原因にもなりかねません。

住民から刈り取りの要望が何度となく出されていますが、刈り取りに 600 万円かかるのでできない、といまだ放置されたままです。全体の予算が 2,000 万円しかなく、いち団地に予算の大半を使えないとの理由ですが、そもそも全体の予算が少なすぎます。抜本的に拡充すべきではないでしょうか。

以上建設局長にお尋ねします。

（答弁） 田中都市建設局長

5、新地団地の草刈りについて

すべての市営団地では、草刈りや高さ 2m 以下の樹木の剪定について、原則として、入居者の管理となっている。

しかしながら、新地団地においては、役 1 万 2 千㎡の法面であるため、地元自治会と相談し、一部の草刈りについて、住宅課にて対応しているところ。

今年度も、地元自治会と協議のうえ、遊歩道周辺の草刈りを 8 月に実施し、再度 11 月にも実施する予定としており、今後も、引き続き地元自治会と協議しながら、できる限りご要望に添えるよう対応してまいりたい。

団地の雑草については、入居者による管理が原則とのことですが、高齢化がすすむなか、団地敷地全体の草刈りはとても困難です。そもそも全体の予算が少なすぎます。抜本的に拡充すべきです。特に新地団地の事案については防犯、防災上放置しては大変危険です。来年度とは言わず年度内での速やかな対処を求めます。

以上、おのこの要望いたしまして私の質疑を終わります。